議案第１４号

財産の取得について

次のとおり財産を取得するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和３９年佐倉市条例第９号）第３条の規定により議会の議決を求める。

１　取得する財産

学校給食用米

２　取得の方法

随意契約による買入れ（単価契約）

３　取得に要する金額（見込み）

５３，４０３，８４０円

４　取得に係る相手方

佐倉市寺崎７６１

千葉みらい農業協同組合佐倉四街道営農センター

センター長　　髙　橋　正　典

令和８年１１月２４日提出

佐倉市長　　西　田　三十五